

付 議 第 1 号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則議案

教育職員免許状に関する規則（昭和44年高知県教育委員会規則第5号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

-----  
**教 育 委 員 会 規 則**  
-----

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

高知県教育長 長岡 幹泰

**高知県教育委員会規則第 号**

**教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則**

教育職員免許状に関する規則（昭和44年高知県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第20条」及び「、教員免許更新制に関する規則（平成21年高知県教育委員会規則第5号）に定めるもののほか」を削る。

第3条第1項中「次の表の」を「次の表に定める」に改め、同項の表中「第102条の」を「（昭和22年文部省令第11号）第102条の規定による」に改め、同条第3項中「教科」を「第1項の表における教科」に改める。

第4条第4項中「第16条の2第1項」を「第16条第1項」に改め、同条第5項第3号中「国立養護教諭養成所設置法」を「国立学校設置法の一部を改正する等の法律（昭和55年法律第14号）第2条の規定による廃止前の国立養護教諭養成所設置法」に改める。

第5条第1項中「第5条第6項」を「第5条第5項」に改め、同条第2項中「第5条第3項」を「第5条第2項」に改める。

第28条第1項中「第5条第3項」を「第5条第2項」に改め、同条第2項第1号中「第5条第6項」を「第5条第5項」に改める。

別記第1号様式中

「  

高知県収入 証 紙
--------------

  
」

を

「  

高知県収入証紙 貼り付け箇所
-------------------

  
」

に、

「フリガナ  
氏 名 ⑩」

を

「フリガナ  
氏 名 〃」

に改める。

別記第2号様式中  
「氏名」  
を  
「氏名」  
に改める。

別記第3号様式中  
「証明者職・氏名」  
を  
「証明者 職・氏名」  
に改める。

別記第4号様式中  
「証明者住所  
職・氏名」  
を  
「証明者 住所  
職・氏名」  
に改める。

別記第5号様式中  
「証明者職・氏名」  
を  
「証明者 職・氏名」  
に改める。

別記第6号様式の2中「印」を削る。  
別記第7号様式及び別記第8号様式中

「  
高知県収入  
証 紙  
」

を  
「  
高知県収入証紙  
貼り付け箇所  
」

に、  
「フリガナ  
氏名」  
を  
「フリガナ  
氏名」  
に改める。

別記第8号様式の2中  
「  
高知県収入  
証紙  
」

を

「

高知県収入証紙  
貼り付け箇所

」

に改め、「㊟」を削る。

別記第9号様式を次のように改める。

第9号様式（第13条関係）

免許教科外の教科教授担任許可申請書

年 月 日

高知県教育委員会 様

設置者  
所在地  
学校名  
学校長

教育職員免許法附則第2項の規定により、免許教科外の教科教授担任の許可について担任教諭と連署のうえ下記のとおり申請します。

記

免許教科外担任者及び教科

教諭の職名及び氏名	免許教科外の担任			担任理由
	教科	週担任時間数	担任期間 年 月 日から 年 月 日まで	

担任しようとする教諭の履歴等

氏名	最終学歴	教職経験年数	所有免許状		備考
			種類	教科	
			////		
			////		

学級編制

生徒数及び学級数					
学年	1年	2年	3年	4年	計
生徒数	男				
	女				
	計				
学級数					

免許教科別教員数

教科	免許 状所 有者 数	免許教科担任		免許外教科担任		教科	免許 状所 有者 数	免許教科担任		免許外教科担任	
		教科 担任 者数	週担 任時 間数	教科 担任 者数	週担 任時 間数			教科 担任 者数	週担 任時 間数		

注 全日制・定時制別及び本校・分校別に申請すること。

別記第11号様式中

「届出者職・氏名印」  
を

「届出者 職・氏名」  
に改める。

別記第12号様式中

「押印欄の題名の母氏名」  
備考

を  
「備考」

に改める。

### 附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の理由

- (1) 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の施行（第1条、及び別記第12号様式）

令和4年5月18日に教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号）が公布され、令和4年7月1日から施行されることに伴い、教育職員免許法の一部が改正され、普通免許状及び特別免許状を有効期間の定めのないものとし、更新制に関する規定が削除されることとなる。

このため、本県の教育職員免許状に関する規則に規定する、教育職員免許法の改正内容を反映するため、所要の改正を行うものである。

- (2) 押印廃止（別記第1号様式、別記第2号様式、別記第6号様式の2から別記第9号様式及び別記第11号様式）

行政手続における押印の見直しに伴い、様式の押印廃止を行うものである。

- (3) その他必要な表記の整理（第1条、第3条第1項、同項の表、第3条第3項、第4条第4項、第4条第5項第3号、第5条第1項、第5条第2項、第28条第1項、第28条第2項第1号、別記第1号様式、別記第3号様式、別記第4号様式、別記第5号様式、別記第7号様式、別記第8号様式、別記第8号様式の2、別記第9号様式）

2 改正の内容

- (1) 普通免許状及び特別免許状の更新制に関する規定の削除に伴い、「、教員免許更新制に関する規則（平成21年高知県教育委員会規則第5号）に定めるもののほか」を削る（第1条）。
- (2) 免許法第8条第1項中「、免許状の有効期間の満了の日」の削除に伴い、改正する（別記第12号様式）。
- (3) 押印廃止に伴い、改正する（別記第1号様式、別記第2号様式、別記第6号様式の2から別記第9号様式及び別記第11号様式）。
- (4) 表記を整理する（第1条、第3条第1項、同項の表、第3条第3項、第4条第4項、第4条第5項第3号、第5条第1項、第5条第2項、第28条第1項、第28条第2項第1号、別記第1号様式、別記第3号様式、別記第



4号様式、別記第5号様式、別記第7号様式、別記第8号様式、別記第8号様式の2、別記第9号様式)。

3 施行期日

令和4年7月1日から施行する。

新 旧 対  
新

教育職員免許状に関する規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の規定に基づき、高知県教育委員会（以下「授与権者」という。）が授与する教育職員免許状（以下「免許状」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（教科）

第3条 施行法第2条第2項の規定に基づき定める教科は、次の表に定めるとおりとする。

第1欄	第2欄	第3欄
略	略	略
第25号 （学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第102条の規定による場合に限る。）	教育成績が良好な旨の実務証明責任者の証明のある教科	

2 略

3 第1項の表における教科に関する出身学校長の証明は、学業成績証明書によるものとする。

（免許法による免許状授与の出願）

第4条 略

2・3 略

照 表  
旧

教育職員免許状に関する規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第20条の規定に基づき、教員免許更新制に関する規則（平成21年高知県教育委員会規則第5号）に定めるもののほか、高知県教育委員会（以下「授与権者」という。）が授与する教育職員免許状（以下「免許状」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（教科）

第3条 施行法第2条第2項の規定に基づき定める教科は、次の表のとおりとする。

第1欄	第2欄	第3欄
略	略	略
第25号 （学校教育法施行規則 <u>第102条</u> の場合に限る。）	教育成績が良好な旨の実務証明責任者の証明のある教科	

2 略

3 教科に関する出身学校長の証明は、学業成績証明書によるものとする。

（免許法による免許状授与の出願）

第4条 略

2・3 略

4 免許法第16条第1項の規定により普通免許状の授与を願い出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

5 免許法附則第11項の規定により養護教諭の二種免許状又は保健の教科について中学校教諭の二種免許状の授与を願い出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 国立学校設置法の一部を改正する等の法律（昭和55年法律第14号）第2条の規定による廃止前の国立養護教諭養成所設置法（昭和40年法律第16号）による国立養護教諭養成所の卒業証明書

(4) 略

第5条 免許法第6条第1項から第3項までの別表第3から別表第8まで若しくは免許法附則第9項、第17項若しくは第18項又は免許法第5条第5項の規定により教育職員検定による免許状の授与を願い出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

2 免許法第5条第2項の規定により教育職員検定による特別免許状の授与を願い出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

(1)～(8) 略

(特別免許状等の様式)

第28条 免許法第5条第2項の規定による特別免許状の様式は、別

4 免許法第16条の2第1項の規定により普通免許状の授与を願い出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

5 免許法附則第11項の規定により養護教諭の二種免許状又は保健の教科について中学校教諭の二種免許状の授与を願い出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 国立養護教諭養成所設置法（昭和40年法律第16号）による国立養護教諭養成所の卒業証明書

(4) 略

第5条 免許法第6条第1項から第3項までの別表第3から別表第8まで若しくは免許法附則第9項、第17項若しくは第18項又は免許法第5条第6項の規定により教育職員検定による免許状の授与を願い出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

2 免許法第5条第3項の規定により教育職員検定による特別免許状の授与を願い出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

(1)～(8) 略

(特別免許状等の様式)

第28条 免許法第5条第3項の規定による特別免許状の様式は、別

記第12号様式とする。

2 次の各号に掲げる臨時免許状の様式は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 免許法第5条第5項の規定による免許状 別記第13号様式

(2)・(3) 略

記第12号様式とする。

2 次の各号に掲げる臨時免許状の様式は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 免許法第5条第6項の規定による免許状 別記第13号様式

(2)・(3) 略

第1号様式（第4条—第9条関係）

高知県収入証紙  
貼り付け箇所

教育職員免許状授与（検定）願

年 月 日

高知県教育委員会 様

本籍地  
現住所  
勤務校  
フリガナ  
氏 名

年 月 日生

次の教育職員免許状を（教育職員検定により）授与していただきたいので、関係書類を添えて出願します。

免許状の種類	
教科又は特別 支援教育領域	
根拠規定	

受付番号

受付日（ 年 月 日）

第1号様式（第4条—第9条関係）

高知県収入  
証 紙

教育職員免許状授与（検定）願

年 月 日

高知県教育委員会 様

本籍地  
現住所  
勤務校  
フリガナ  
氏 名

年 月 日生

次の教育職員免許状を（教育職員検定により）授与していただきたいので、関係書類を添えて出願します。

免許状の種類	
教科又は特別 支援教育領域	
根拠規定	

受付番号

受付日（ 年 月 日）

第2号様式（第4条—第10条関係）

履 歴 書

本籍地		現住所	
ふりがな 氏 名			
	年 月 日生		
学 業			
期 間	学 校 名 等	修業年数	
年 月 日から 年 月 日まで		年 月	
年 月 日から 年 月 日まで		年 月	
年 月 日から 年 月 日まで		年 月	
年 月 日から 年 月 日まで		年 月	
年 月 日から 年 月 日まで		年 月	
年 月 日から 年 月 日まで		年 月	
年 月 日から 年 月 日まで		年 月	
業 務			
期 間	勤 務 先		
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
所 有 す る 免 許 状			

第2号様式（第4条—第10条関係）

履 歴 書

本籍地		現住所	
ふりがな 氏 名			
	年 月 日生		
学 業			
期 間	学 校 名 等	修業年数	
年 月 日から 年 月 日まで		年 月	
年 月 日から 年 月 日まで		年 月	
年 月 日から 年 月 日まで		年 月	
年 月 日から 年 月 日まで		年 月	
年 月 日から 年 月 日まで		年 月	
年 月 日から 年 月 日まで		年 月	
年 月 日から 年 月 日まで		年 月	
業 務			
期 間	勤 務 先		
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
所 有 す る 免 許 状			

授与年月日	免許状の種類・教科	番 号	授 与 権 者
賞 罰			
年 月 日			
身 上 に 関 す る 事 項			
年 月 日			

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名

注 「業務」欄の「勤務先」は、教員歴にあつては職名も記載してください。

授与年月日	免許状の種類・教科	番 号	授 与 権 者
賞 罰			
年 月 日			
身 上 に 関 す る 事 項			
年 月 日			

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名

Ⓜ

注 「業務」欄の「勤務先」は、教員歴にあつては職名も記載してください。

第3号様式（第4条、第5条、第6条、第7条、第9条関係）

実務に関する証明書

本籍地  
氏名

年 月 日生

勤務期間	勤務年数	職名	勤務先	備考
年 月 日から 年 月 日まで	年 月			
計	年 月			

上記のとおり教育職員として良好な成績で勤務したことを証明します。

年 月 日

証明者 職・氏名 印

- 注 1 大学附置の国立学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第2項に規定する国立学校をいう。）又は公立学校（幼稚園を含む。以下同じ。）の教員にあっては当該大学の学長が、大学附置の学校以外の公立学校の教員にあっては当該学校を所管する教育委員会が、私立学校の教員にあっては当該私立学校を設置する学校法人の理事長（学校法人以外の者の設置する私立の特別支援学校及び幼稚園の設置者（法人にあっては、その法人を代表する権限を有する者）を含む。）が、外地勤務の者にあっては外務省が証明してください。
- 2 備考欄には、休職、職務内容その他勤務状況等特記すべき事項を記入してください。
- 3 厳封の上、申請者に交付してください。

第3号様式（第4条、第5条、第6条、第7条、第9条関係）

実務に関する証明書

本籍地  
氏名

年 月 日生

勤務期間	勤務年数	職名	勤務先	備考
年 月 日から 年 月 日まで	年 月			
計	年 月			

上記のとおり教育職員として良好な成績で勤務したことを証明します。

年 月 日

証明者職・氏名 印

- 注 1 大学附置の国立学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第2項に規定する国立学校をいう。）又は公立学校（幼稚園を含む。以下同じ。）の教員にあっては当該大学の学長が、大学附置の学校以外の公立学校の教員にあっては当該学校を所管する教育委員会が、私立学校の教員にあっては当該私立学校を設置する学校法人の理事長（学校法人以外の者の設置する私立の特別支援学校及び幼稚園の設置者（法人にあっては、その法人を代表する権限を有する者）を含む。）が、外地勤務の者にあっては外務省が証明してください。
- 2 備考欄には、休職、職務内容その他勤務状況等特記すべき事項を記入してください。
- 3 厳封の上、申請者に交付してください。



第4号様式（第5条、第6条、第9条関係）

実地経験に関する証明書

本籍地  
氏名

年 月 日生

在職期間	経験年数	職名	在職場所	職務内容
年 月 日から 年 月 日まで	年 月			
計	年 月			
研究内容及び技術について特記すべき事項				

上記のとおり実地の経験を有し、その技術が優秀であることを証明します。

年 月 日

証明者 住所  
職・氏名

㊟

注 厳封の上、申請者に交付してください。

第4号様式（第5条、第6条、第9条関係）

実地経験に関する証明書

本籍地  
氏名

年 月 日生

在職期間	経験年数	職名	在職場所	職務内容
年 月 日から 年 月 日まで	年 月			
計	年 月			
研究内容及び技術について特記すべき事項				

上記のとおり実地の経験を有し、その技術が優秀であることを証明します。

年 月 日

証明者住所  
職・氏名

㊟

注 厳封の上、申請者に交付してください。

**第5号様式**（第5条、第6条、第10条関係）

教科又は特別支援教育領域に関する証明書

本籍地  
氏名

年 月 日生

区分 \ 年度	年 度				
勤務先					
職 名					
担任学年、教科及び週時間数					
出願する教科又は特別支援領域に対する研究と資質の向上に努めた事項					
出願する教科又は特別支援領域に対する意見					

上記のとおり証明します。

年 月 日

証明者 職・氏名

目

注 1 大学附置の国立学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第2項に規定する国立学校をいう。）又は公立学校（幼稚園を含む。以下同じ。）の教員にあっては当該大学の学長が、大学附置の学校以外の公立学校の教員にあっては当該学校を所管する教育委員会が、私立学校の教員にあっては当該私立学校を設置する学校法人の理事長（学校法人以外の者の設置する私立の特別支援学校及び幼稚園の設置者（法人にあっては、その法人を代表する権限を有する者）を含む。）が、外地勤務の者にあっては外務省が証明してください。

2 厳封の上、申請者に交付してください。

**第5号様式**（第5条、第6条、第10条関係）

教科又は特別支援教育領域に関する証明書

本籍地  
氏名

年 月 日生

区分 \ 年度	年 度				
勤務先					
職 名					
担任学年、教科及び週時間数					
出願する教科又は特別支援領域に対する研究と資質の向上に努めた事項					
出願する教科又は特別支援領域に対する意見					

上記のとおり証明します。

年 月 日

証明者職・氏名

目

注 1 大学附置の国立学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第2項に規定する国立学校をいう。）又は公立学校（幼稚園を含む。以下同じ。）の教員にあっては当該大学の学長が、大学附置の学校以外の公立学校の教員にあっては当該学校を所管する教育委員会が、私立学校の教員にあっては当該私立学校を設置する学校法人の理事長（学校法人以外の者の設置する私立の特別支援学校及び幼稚園の設置者（法人にあっては、その法人を代表する権限を有する者）を含む。）が、外地勤務の者にあっては外務省が証明してください。

2 厳封の上、申請者に交付してください。

第6号様式の2 (第5条の2関係)

紛失申出書

年 月 日

高知県教育委員会 様

本籍地  
現住所  
フリガナ  
氏名

年 月 日生

教育職員免許状に関する規則第5条の2第2項の規定に基づき特別支援学校教諭免許状に新教育領域の追加の定めを申し出るに当たり、既に交付を受けた特別支援学校教諭免許状を紛失したことを申し出ます。

備考 この紛失申出書を提出しても、新たに交付される特別支援学校教諭免許状には、紛失した特別支援学校教諭免許状に定める特別支援教育領域は定められない(記載されない)ことになります。

紛失した特別支援学校教諭免許状に定める特別支援教育領域を含めた特別支援学校教諭免許状を希望する場合は、新教育領域の追加の定めを申し出る前に、教育職員免許状に関する規則第12条第1項に規定する手続により紛失した特別支援学校教諭免許状の再交付を受けてください。

第6号様式の2 (第5条の2関係)

紛失申出書

年 月 日

高知県教育委員会 様

本籍地  
現住所  
フリガナ  
氏名

年 月 日生

教育職員免許状に関する規則第5条の2第2項の規定に基づき特別支援学校教諭免許状に新教育領域の追加の定めを申し出るに当たり、既に交付を受けた特別支援学校教諭免許状を紛失したことを申し出ます。

備考 この紛失申出書を提出しても、新たに交付される特別支援学校教諭免許状には、紛失した特別支援学校教諭免許状に定める特別支援教育領域は定められない(記載されない)ことになります。

紛失した特別支援学校教諭免許状に定める特別支援教育領域を含めた特別支援学校教諭免許状を希望する場合は、新教育領域の追加の定めを申し出る前に、教育職員免許状に関する規則第12条第1項に規定する手続により紛失した特別支援学校教諭免許状の再交付を受けてください。

第7号様式（第10条関係）

高知県収入証紙  
貼り付け箇所

年 月 日

高知県教育委員会 様

本籍地  
現住所  
氏名

年 月 日生

教育職員免許法施行法の定めるところにより次の教育職員免許状を交付していただきたいので、関係書類を添えて出願します。

免許状の種類	
教 科	

旧令による免許状の種類	
-------------	--

受付番号

受付日（ 年 月 日）

第7号様式（第10条関係）

高知県収入  
証 紙

教育職員免許状交付願

年 月 日

高知県教育委員会 様

本籍地  
現住所  
氏名

年 月 日生

教育職員免許法施行法の定めるところにより次の教育職員免許状を交付していただきたいので、関係書類を添えて出願します。

免許状の種類	
教 科	

旧令による免許状の種類	
-------------	--

受付番号

受付日（ 年 月 日）

第 8 号様式 (第12条関係)

高知県収入証紙 貼り付け箇所

教育職員免許状書換え (再交付) 願

年 月 日

高知県教育委員会 様

本籍地  
現住所  
氏 名

年 月 日生

教育職員免許法の定めるところにより次の教育職員免許状を書換え (再交付) していただきたいので、関係書類を添えて出願します。

免許状の種類	教 科	授与年月日	番 号	旧 氏 名	旧本籍地

書換え又は再交付の理由 改姓 ・ 本籍地変更 ・ 改名 ・ 紛失・破損

受付番号 受付日 ( 年 月 日)

第 8 号様式 (第12条関係)

高知県収入 証 紙

教育職員免許状書換え (再交付) 願

年 月 日

高知県教育委員会 様

本籍地  
現住所  
氏 名

年 月 日生

教育職員免許法の定めるところにより次の教育職員免許状を書換え (再交付) していただきたいので、関係書類を添えて出願します。

免許状の種類	教 科	授与年月日	番 号	旧 氏 名	旧本籍地

書換え又は再交付の理由 改姓 ・ 本籍地変更 ・ 改名 ・ 紛失・破損

受付番号 受付日 ( 年 月 日)

第 8 号様式の 2 (第12条関係)

特別支援学校教諭免許状再交付願

高知県収入証紙  
貼り付け箇所

年 月 日

高知県教育委員会 様

本籍地  
現住所  
フリガナ  
氏 名

年 月 日生

特別支援学校教諭免許状の新教育領域の追加の定めを申し出るに当たり紛失を申し出た特別支援学校教諭免許状が発見されたので、発見された免許状に定めのある特別支援教育領域とその際に交付を受けた特別支援学校教諭免許状に定めのある特別支援教育領域を合わせて定めた特別支援学校教諭免許状を再交付してください。

番号	特別支援教育領域	授与年月日又は新教育領域の追加の定めを受けた年月日

受付番号

受付日 ( 年 月 日)

第 8 号様式の 2 (第12条関係)

特別支援学校教諭免許状再交付願

高知県収入  
証紙

年 月 日

高知県教育委員会 様

本籍地  
現住所  
フリガナ  
氏 名

年 月 日生

特別支援学校教諭免許状の新教育領域の追加の定めを申し出るに当たり紛失を申し出た特別支援学校教諭免許状が発見されたので、発見された免許状に定めのある特別支援教育領域とその際に交付を受けた特別支援学校教諭免許状に定めのある特別支援教育領域を合わせて定めた特別支援学校教諭免許状を再交付してください。

番号	特別支援教育領域	授与年月日又は新教育領域の追加の定めを受けた年月日

受付番号

受付日 ( 年 月 日)

第9号様式（第13条関係）

免許教科外の教科教授担任許可申請書

年 月 日

高知県教育委員会 様

設置者  
所在地  
学校名  
学校長

教育職員免許法附則第2項の規定により、免許教科外の教科教授担任の許可について担任教諭と連署のうえ下記のとおり申請します。

記

免許教科外担任者及び教科

教諭の職名及び氏名	免許教科外の担任			担任理由
	教科	週担任時間数	担任期間 年 月 日から 年 月 日まで	

担任しようとする教諭の履歴等

氏名	最終学歴	教職経験年数	所有免許状		備考
			種 類	教 科	

第9号様式（第13条関係）

年 月 日

高知県教育委員会 様

設置者  
所在地  
学校名  
学校長

教育職員免許法附則第2項の規定により免許教科外の教科教授担任の許可について担任教諭と連署のうえ下記のとおり申請します。

記

免許教科外担任者及び教科

教諭の職名及び氏名	印	免許教科外の担任			担任理由
		教科	週担任時間数	担任期間 年 月 日から 年 月 日まで	

担任しようとする教諭の履歴等

氏 名	最 終 学 歴	教職経験年数	所有免許状		備 考
			種 類	教 科	

学級編制

生徒数及び学級数					
学年	1年	2年	3年	4年	計
生徒数	男				
	女				
	計				
学級数					

免許教科別教員数

教科	免許状所有者数	免許教科担任		免許外教科担任		教科	免許状所有者数	免許教科担任		免許外教科担任	
		教科担任者数	週担任時間数	教科担任者数	週担任時間数			教科担任者数	週担任時間数	教科担任者数	週担任時間数

注 全日制・定時制別及び本校・分校別に申請すること。

学級編成

生徒数及び学級数					
学年	1年	2年	3年	4年	計
生徒数	男				
	女				
	計				
学級数					

免許教科別教員数

教科	免許状所有者数	免許教科担任		免許外教科担任		教科	免許状所有者数	免許教科担任		免許外教科担任	
		教科担任者数	週担任時間数	教科担任者数	週担任時間数			教科担任者数	週担任時間数	教科担任者数	週担任時間数

注 全日制・定時制別、本校・分校別に申請すること。



第11号様式（第13条の2関係）

年 月 日

高知県教育委員会 様

届出者 職・氏名 \_\_\_\_\_

教育職員免許法第3条の2第2項の規定により、非常勤講師の任用について次のとおり届け出ます。

設 置 者		学校名		
任命又は雇用しようとする者	住 所			
	ふりがな 氏 名		生年月日	
担 任 内 容		担任期間	年 月 日から	
			年 月 日まで	
教科（科目）名		担任時間数	年間	時間
当該教科（科目）の年間総時間数		年間 時間		
必 要 性				
任命され、又は雇用される者を 適当と判断した理由				
学 業				
業 務				
特 記 事 項				
教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定に該当しない。				

上記のとおり相違ありません。

注 届出者には、任命し、又は雇用しようとする者の職・氏名を記入してください。

第11号様式（第13条の2関係）

年 月 日

高知県教育委員会 様

届出者職・氏名 \_\_\_\_\_ 印

教育職員免許法第3条の2第2項の規定により、非常勤講師の任用について次のとおり届け出ます。

設 置 者		学校名		
任命又は雇用しようとする者	住 所			
	ふりがな 氏 名		生年月日	
担 任 内 容		担任期間	年 月 日から	
			年 月 日まで	
教科（科目）名		担任時間数	年間	時間
当該教科（科目）の年間総時間数		年間 時間		
必 要 性				
任命され、又は雇用される者を 適当と判断した理由				
学 業				
業 務				
特 記 事 項				
教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定に該当しない。				

上記のとおり相違ありません。

注 届出者には、任命し、又は雇用しようとする者の職・氏名を記入してください。

第12号様式 (第28条関係)

(教育職員) 教諭特別免許状

本籍地

氏名

年 月 日生

右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより左記の教科について(教育職員) 教諭特別免許状を授与する。

記

年 月 日

高知県教育委員会 印

番号

根拠規定

教育機関名

卒業又は修了の年月日 年 月 日

備考

第12号様式 (第28条関係)

(教育職員) 教諭特別免許状

本籍地

氏名

年 月 日生

右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより左記の教科について(教育職員) 教諭特別免許状を授与する。

記

年 月 日

高知県教育委員会 印

番号

根拠規定

教育機関名

卒業又は修了の年月日 年 月 日

有効期間の満了の日 年 月 日

備考

法 律

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和四年五月十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第四十号

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律

(教育公務員特例法の一部改正)

第一条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条」を「第十九条」に、「第二十一条」を「第二十条」に改める。

第二条第三項中「限る。」の下に「第二十二条の六第三項、第二十二条の七第二項第二号及び」を加える。

第十七条第一項中「県費負担教職員」の下に「(以下「県費負担教職員」という。)」を加え、「第二十三条第二項及び第二十四条第二項において同じ。」を削る。

第十九条の次に次の章名を付する。

第四章 研修

第二十条を次のように改める。

(研修実施者及び指導助言者)

第二十条 この章において「研修実施者」とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める者をいう。

一 市町村が設置する中等教育学校(後期課程に学校教育法第四条第一項に規定する定時制の課程のみを置くものを除く。次号において同じ。)の校長及び教員のうち県費負担教職員である者  
当該市町村の教育委員会

二 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この号及び次項第二号において「中核市」という。)が設置する小学校等(中等教育学校を除く。)の校長及び教員のうち県費負担教職員である者  
当該中核市の教育委員会

三 前二号に掲げる者以外の教育公務員  
当該教育公務員の任命権者

2 この章において「指導助言者」とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める者をいう。

一 前項第一号に掲げる者  
同号に定める市町村の教育委員会  
二 前項第二号に掲げる者  
同号に定める中核市の教育委員会  
三 公立の小学校等の校長及び教員のうち県費負担教職員である者(前二号に掲げる者を除く。)  
当該校長及び教員の属する市町村の教育委員会  
四 公立の小学校等の校長及び教員のうち県費負担教職員以外の者  
当該校長及び教員の任命権者

第二十一条第二項中「任命権者」を「研修実施者」に改める。  
第二十二条第三項中「任命権者」の下に「(第二十条第一項第一号に掲げる者については、同号に定める市町村の教育委員会、以下この章において同じ。)」を加える。

第二十二条第二項中「以下」の下に「この条及び次条第一項において」を加える。  
第二十二条第三項中「以下」の下に「この章において」を加え、同条第二項中「あらかじめ」を「第二十条の五第一項」を「第二十二条の七第一項」に改める。

第二十二条の四第一項中「任命権者」を「研修実施者」に改め、「この条」の下に「及び第二十条の六第二項」を加え、同条第二項第一号中「任命権者」を「研修実施者」に改め、「この項」の下に「及び次条第二項第一号」を加え、「任命権者実施研修」を「研修実施者実施研修」に改め、同項第二号及び第三号中「任命権者実施研修」を「研修実施者実施研修」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「研修」を「前号に掲げるもののほか、研修」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 研修実施者が指導助言者として行う第二十条の六第二項に規定する資質の向上に関する指導助言等の方法に必要事項(研修実施者が都道府県の教育委員会である場合においては、県費負担教職員について第二十条第二項第三号に定める市町村の教育委員会が指導助言者として行う第二十条の六第二項に規定する資質の向上に関する指導助言等に関する基本的な事項を含む。)

第二十二条の四第三項中「任命権者」を「研修実施者」に改める。

第二十二条の五第一項中「以下」の下に「この条において」を加え、同条を第二十一条の七とし、第二十一条の四の次に次の二条を加える。

(研修等に関する記録)

第二十二条の五 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、文部科学省令で定めるところにより、当該校長及び教員ごとに、研修の受講その他の当該校長及び教員の資質の向上のための取組の状況に関する記録(以下この条及び次条第二項において「研修等に関する記録」という。)を作成しなければならない。

2 研修等に関する記録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該校長及び教員が受講した研修実施者実施研修に関する事項  
二 第二十六条第一項に規定する大学院修学休業により当該教員が履修した同項に規定する大学院の課程等に関する事項  
三 認定講習等(教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)別表第三備考第六号の文部科学大臣の認定する講習又は通信教育をいう。次条第一項及び第三項において同じ。)のうち当該任命権者が開設したものであつて、当該校長及び教員が単位を修得したものに關する事項  
四 前三号に掲げるもののほか、当該校長及び教員が行つた資質の向上のための取組のうち当該任命権者が必要と認めるものに関する事項

3 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者が都道府県の教育委員会である場合においては、当該都道府県の教育委員会は、指導助言者(第二十条第二項第二号及び第三号に定める者に限る。)に対し、当該校長及び教員の研修等に関する記録に係る情報を提供するものとする。

(資質の向上に関する指導助言等)

第二十二条の六 公立の小学校等の校長及び教員の指導助言者は、当該校長及び教員がその職責、経験及び適性に応じた資質の向上のための取組を行うことを促進するため、当該校長及び教員からの相談に応じ、研修、認定講習等その他の資質の向上のための機会に関する情報を提供し、又は資質の向上に関する指導及び助言を行うものとする。  
2 公立の小学校等の校長及び教員の指導助言者は、前項の規定による相談への対応、情報の提供並びに指導及び助言(次項において「資質の向上に関する指導助言等」という。)を行うに当たつては、当該校長及び教員に係る目標及び職員研修計画を踏まえるとともに、当該校長及び教員の研修等に関する記録に係る情報を活用するものとする。

3 指導助言者は、資質の向上に関する指導助言等を行うため必要があるときは、独立行政法人教職員支援機構、認定講習等を開設する大学その他の関係者に対し、これらの者が行う研修、認定講習等その他の資質の向上のための機会に関する情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

第二十三条第一項中「任命権者」を「研修実施者」に改め、「附則第五条第一項において同じ」を削り、「以下」を「次項において」に改め、同条第二項中「任命権者」を「指導助言者」に改める。

第二十四条第一項中「任命権者」を「研修実施者」に、「以下」を「次項において」に改め、同条第二項中「任命権者」を「指導助言者」に改める。

第二十五条第一項中「研修（以下）」の下に「この条において」を加える。

第二十六条第一項中「任命権者」の下に「第二十条第一項第一号に掲げる者については、同号に定める市町村の教育委員会。次項及び第二十八条第二項において同じ。」を加え、同項第一号中「昭和二十四年法律第百四十七号」を削り、同項第四号中「任用された者」の下に「第二十三条第一項に規定する」を加える。

第三十五条中「とあり、並びに」を「とあり」に改め、「教授会の議に基づき学長」の下に「とあり、並びに第二十一条第二項中「研修実施者」を加える。

附則第四条中「第二十二條の五」を「第二十二條の七」に、「指標」を「第二十二條の三第一項に規定する指標」に「あらかじめ同条第二項第二号」を「第二十二條の七第二項第二号」に改める。

附則第五條第一項中「この条」の下に「及び次条」を加え、「任命権者」を「研修実施者（第二十条第一項に規定する研修実施者をいう。以下この項において同じ。）」に、「任命権者」を「研修実施者（）」に、「採用」を「採用（現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。）」に改める。

附則第六條の見出しを「幼稚園等の教諭等に対する中堅教諭等資質向上研修の特例」に改め、同条第一項中「幼稚園及び幼保連携型認定こども園」を「幼稚園等」に改め、「中堅教諭等資質向上研修」の下に「第二十四條第一項に規定する中堅教諭等資質向上研修をいう。次項において同じ。」を加え、「第二十四條第一項」を「同条第一項」に、「幼稚園」を「幼稚園及び特別支援学校の幼稚園」に改め、同条第二項中「幼稚園及び幼保連携型認定こども園」を「幼稚園等」に改める。

附則第七條中「対して」の下に「第二十五條第一項に規定する」を加える。

附則第七條中「対して」の下に「第二十五條第一項に規定する」を加える。

附則第七條中「対して」の下に「第二十五條第一項に規定する」を加える。

附則第七條中「対して」の下に「第二十五條第一項に規定する」を加える。

附則第七條中「対して」の下に「第二十五條第一項に規定する」を加える。

附則第七條中「対して」の下に「第二十五條第一項に規定する」を加える。

附則第七條中「対して」の下に「第二十五條第一項に規定する」を加える。

附則第七條中「対して」の下に「第二十五條第一項に規定する」を加える。

附則第七條中「対して」の下に「第二十五條第一項に規定する」を加える。

附則第七條中「対して」の下に「第二十五條第一項に規定する」を加える。

第十六條の三の前の見出しを「中学校又は高等学校の教諭の免許状に関する特例」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第一項及び第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十六條の四第四項を削る。

第十七條の前の見出しとして「特別支援学校の教諭等の免許状に関する特例」を付し、同条第一項中「第六項」を「第五項」に改め、同条第二項を削る。

第二十一條第一項中「行為」を「違反行為」に改め、同項第一号中「第三項若しくは第六項」を「第二項若しくは第五項」に、「第六條第一項から第三項まで」を「第六條」に改める。

附則第三項中「第六項ただし書」を「第五項ただし書」に改める。

附則第五項後段を削る。

附則第七項中「第五條第六項本文」を「第五條第五項本文」に改める。

附則第八項ただし書、第九項後段、第十一項ただし書、第十七項後段及び第十八項後段を削る。

別表第一備考第一号の二及び第五号イ中「第十六條の三第四項」を「第十六條の三第三項」に改め、同表備考第六号中「一年」を「一年以上」に改める。

別表第八第三欄中「学校における主幹教諭」を「免許状又は第一欄に定める免許状に係る学校（これらに相当する義務教育学校の前期課程又は後期課程、中等教育学校の前期課程及び後期課程及び特別支援学校の各号を含む。幼稚園には幼保連携型認定こども園を含む。）における主幹教諭等（主幹教諭）」に、「又は講師（これらに相当する義務教育学校の前期課程又は後期課程、中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の各号の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師を含む。小学校教諭の二種免許状の授与を受けようとする場合にあつては、幼保連携型認定こども園の主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師を含む）」を、「主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師をいう」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

一 第三欄の「当該免許状又は第一欄に定める免許状に係る学校」には学校以外の教育施設のうちこれらに当該教育施設に相当するものとして文部科学省令で定めるものを、同欄の「主幹教諭等」には当該教育施設において教育に従事する者として文部科学省令で定めるものを含むものとし、その者について同欄の実務証明責任者は、当該教育施設を設置するその他の当該教育施設において勤務する者の勤務の状況を確認できる者として文部科学省令で定めるものとする。

二 中学校教諭免許状を有する者が高等学校教諭一種免許状の授与を受けようとする場合又は高等学校教諭免許状を有する者が中学校教諭二種免許状の授与を受けようとする場合の免許状に係る教科については、文部科学省令で定める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四條の規定 公布の日  
二 第一条並びに次条及び附則第六條の規定 令和五年四月一日  
（教育公務員特例法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の教育公務員特例法第二十二條の五の規定は、同条第二項第一号に規定する校長及び教員が前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に受講する同項第一号の研修実施者実施研修、同項第二号に規定する教員が同日以後に履修する同号の大学院の課程等、同項第三号に規定する任命権者が同日以後に開設する同号の認定講習等のうち同号に規定する校長及び教員が同日以後に単位を修得するもの並びに同項第四号に規定する校長及び教員が同日以後に行う同号の取組について適用する。

(教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置)  
 第三条 この法律の施行の際現に効力を有する普通免許状及び特別免許状であつて、第二条の規定による改正前の教育職員免許法第九条第一項及び第二項の規定により有効期間が定められたものについては、この法律の施行の日(附則第十二条において「施行日」という。)以後は、有効期間の定めがないものとする。

(教育職員免許法施行法の一部改正)  
 第四条 教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第四百十八号)の一部を次のように改正する。  
 第二条第一項後段を削る。

(教育職員免許法の一部改正)  
 第五条 教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第五百五十八号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「第五条第六項ただし書」を「第五条第五項ただし書」に改める。

附則第十項ただし書を削る。

附則第十九項中「新法附則第九項」を「教育職員免許法附則第七項」に改める。

附則第二十項中「第五条第六項本文」を「第五条第五項本文」に改める。

附則第二十一項中「第五条第六項」を「第五条第五項」に、同条第六項ただし書を「同条第五項ただし書」に改める。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)  
 第六条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第五十九条中「並びに教育公務員特例法第二十一条第二項、第二十二條の四、第二十三條第一項、第二十四條第一項及び第二十五條」を「及び地方公務員法第三十九條第二項」に改め、「かわらざる」の下に、「教育公務員特例法第四章の定めるところにより」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、中核市の県費負担教職員の研修は、都道府県委員会も行うことができる。

第六十一条第一項中「及び附則第二十七條」を削り、同条第二項中「この項」を「この条に」と並びに教育公務員特例法第二十一条第二項、第二十二條の三から第二十二條の五まで、第二十三條第一項及び第二十四條第一項を「及び地方公務員法第三十九條第二項」に改め、「かわらざる」の下に、「教育公務員特例法第四章の定めるところにより」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 前項の規定にかかわらず、市町村が設置する中等教育学校の県費負担教職員の研修は、都道府県委員会も行うことができる。

附則中第二十五条から第二十七条までを削り、第二十八条を第二十五条とする。

(学校教育法等の一部を改正する法律の一部改正)  
 第七条 学校教育法等の一部を改正する法律(平成三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「新学校教育法」を「学校教育法の一部を改正する法律(平成十七年法律第八十三号)による改正前の学校教育法(次項において「平成十七年改正前学校教育法」という。)」に、「第五條第六項ただし書」を「第五條第五項ただし書」に改める。

附則第四項中「新学校教育法」を「平成十七年改正前学校教育法」に、「第二条の規定による改正後の教育職員免許法附則第十一項」を「教育職員免許法附則第九項」に改める。

(独立行政法人教職員支援機構法の一部改正)  
 第八条 独立行政法人教職員支援機構法(平成十二年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第十条第五号中「第九条の三第一項の規定による認定及び同法」を削り、同条第六号中「第十六条の二第一項」を「第十六条第一項」に改める。

(構造改革特別区域法の一部改正)  
 第九条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一項中「第五条第七項」を「第五条第六項」に改め、「同条第五項中「特別免許状」とあるのは「特別免許状(特別特別免許状を除く。)」と「までとする」とあるのは「までとし、特別特別免許状(同一の授与権者により授与されたものに限り)」を二以上有する者の当該二以上の免許状の有効期間は、第二項並びに次条第四項及び第五項の規定にかかわらず、それぞれの免許状に係るこれらの規定による有効期間の満了の日のうち最も遅い日までとする」とを削り、同条第二項及び第三項中「第五条第七項」を「第五条第六項」に改める。

(学校教育法等の一部を改正する法律の一部改正)  
 第十条 学校教育法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

附則第六條第二項中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改める。

(教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律の一部改正)  
 第十一条 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二條の前の見出し及び同条から附則第四條までを削る。

附則第五條中「新法」を「第一条の規定による改正後の教育職員免許法(次条において「新法」という。)」に改め、同条を附則第二條とし、同条の前に見出しとして「教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置」を付する。

附則第六條を附則第三條とする。

附則第七條から附則第九條までを削る。

(教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)  
 第十二條 前条の規定による改正前の教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(以下この項において「旧平成十九年改正法」という。附則第二條第五項(旧平成十九年改正法附則第十八條の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定により施行日前に失効した普通免許状及び特別免許状(旧平成十九年改正法附則第十八條の規定により読み替えて適用する旧平成十九年改正法附則第二條第一項に規定する特別特別免許状を含む。))の返納については、なお従前の例による。

2 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(政令への委任))  
 第十三條 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五條第一項中「第三項において単に「登録」という。」を削り、同条第三項を削る。

第十四條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣 岸田 文雄  
 文部科学大臣 末松 信介

公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和四年五月十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄



# 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の概要

## 趣旨

校長及び教員の資質の向上のための施策をより合理的かつ効果的に実施するため、**公立の小学校等の校長及び教員の任命権者等による研修等に関する記録の作成並びに資質の向上に関する指導及び助言等に関する規定を整備し、普通免許状及び特別免許状の更新制に関する規定を削除する**等の措置を講ずる。

## 概要

### 1. 研修記録の作成及び資質の向上に関する指導助言等(教育公務員特例法の一部改正)

① **任命権者は、校長及び教員ごとに研修等に関する記録を作成**しなければならない。

<記録の範囲>

- ・研修実施者※1が実施する研修
- ・大学院修学休業により履修した大学院の課程等
- ・任命権者が開設した認定講習及び認定通信教育による単位の修得
- ・その他任命権者が必要と認めるもの

② **指導助言者※2は、校長及び教員に対し資質の向上に関する指導助言等を行うものとする**。その場合に、校長及び教員の資質の向上に関する指標及び教員研修計画を踏まえるとともに、①の記録に係る情報を活用する。

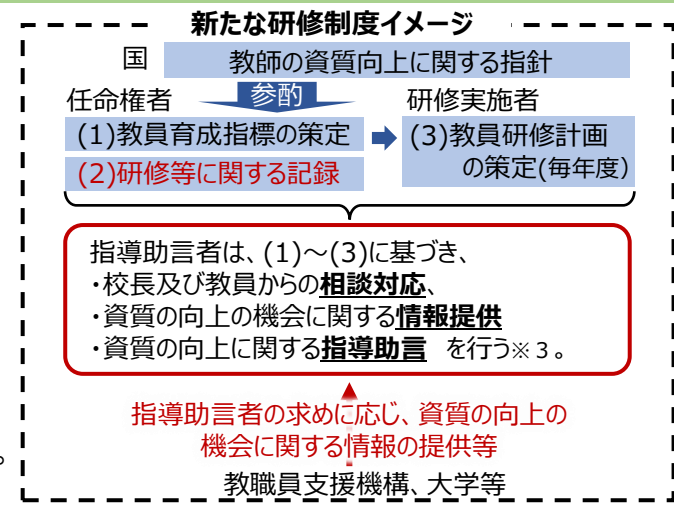
③ 指導助言者は、独立行政法人教職員支援機構(NITSS)や大学等に情報の提供等の協力を求めることができることとする。

④ 教員研修計画に、資質の向上に関する指導助言等の方法に関して必要な事項を加える。

※1 研修実施者は中核市の県費負担教職員の場合は中核市教育委員会、その他の校長及び教員の場合は原則任命権者。

※2 指導助言者は県費負担教職員の場合は市町村教育委員会、その他の校長及び教員の場合は任命権者。

※3 教員への指導助言等は、教育委員会の指揮監督に服する校長等が実施することを想定。



### 2. 普通免許状及び特別免許状の更新制に関する規定の削除等(教育職員免許法の一部改正)

① **普通免許状及び特別免許状を有効期間の定めのないものとし、更新制に関する規定を削除**する。

② 施行の際現に効力を有し、**改正前の規定により有効期間が定められた普通免許状及び特別免許状には、施行日以後は有効期間の定めがないものとする**等の経過措置を設ける。

### 3. その他(教育職員免許法の一部改正)

① 普通免許状を有する者が他の学校種の普通免許状の授与を受けようとする場合に必要な最低在職年数について、当該年数に含めることができる勤務経験の対象を拡大する。

② 主として社会人を対象とする教職特別課程(普通免許状の授与を受けるために必要な科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程)について、修業年限を1年以上に弾力化する。

## 施行期日

令和4年7月1日(1.の規定は令和5年4月1日)